

みんなでささえる 国保会計



～ ジェネリック医薬品について ～

後発医薬品(ジェネリック医薬品)は、先発医薬品(新薬)の特許が切れた後に販売される医薬品で、新薬と同等の有効成分、効能・効果を持っています。

●新薬より安価で経済的

新薬として国の製造許可を受けるまでには、長い期間の研究が必要で、多くの費用がかかります。ジェネリック医薬品は、新薬に比べて開発費を圧倒的に低く抑えることができることから、そのほとんどが低価格で販売され、自己負担額の軽減だけでなく、医療保険財政の改善にもつながります。

●効き目や安全性は新薬と同等

ジェネリック医薬品は新薬と全く同じ薬ではなく、形や色、味などが異なりますが、新薬と同等の品質・有効性(効き目)・安全性が証明されています。

●ジェネリック医薬品を希望するときは

受診している医療機関の主治医や薬剤師に相談してください。(病気の種類によっては新薬での治療を必要とするものがあります。また、特許期間が切れていない新薬にはジェネリック医薬品はありません。)

※ジェネリック医薬品を希望するカードを、保険証と一緒に送っていますので、ご利用ください。

●ジェネリック医薬品に変更した場合の「差額通知」を送っています

長期間お薬を服用している方などを対象に、現在服用している新薬からジェネリック医薬品に切り替えた場合、自己負担がどれだけ軽減されるのか目安となる差額通知を送っています。通知があった方は、切り替えの参考資料としてご利用ください。

詳しい内容を確認したいときは、医師・薬剤師にご相談ください。

※差額通知を希望しない方は、国保係(☎43-2800)までご連絡ください。

～ お薬情報のお知らせについて ～

2つ以上の病院などの医療機関からお薬が出ていると、同じ効果のお薬があったり、飲み合わせが悪いなどの問題が起きることがあります。

そこで、同じ時期に2つ以上の医療機関にかかっている方、多くの種類のお薬が出ている方を対象に、県と町が共同で「お薬情報のお知らせ」を送っています。「お知らせ」が届いた方は、いつも行っている薬局や医療機関にこの「お知らせ」を持って行きご相談ください。

また、日頃から「お薬手帳」や「かかりつけ連携手帳」を利用して、お薬と上手につきあいましょう。

～よくあるお問い合わせについて～

皆さんから寄せられるさまざまなお問い合わせの中でも特に多い質問で、「保険証」や「国保係からのお知らせ」についてお答えします。

●ほかの健康保険に加入したのですが、国保は自動的に切れますか？

新しく入れた健康保険から、保険を変更した連絡は国保係には来ません。本人の届出がなければ国保は切れずにそのまま継続され、国保税もかかったままになります。

ほかの保険になってから国保の保険証で医療機関を受診すると、かかった医療費を全額国保に返していただくことになりますのでご注意ください。

ほかの健康保険に加入した場合は、国保の保険証と新しい職場の健康保険証、印かんとマイナンバーを持って、14日以内の届出をお願いします。

●切り替え時期になっても保険証が届かないのですが、どうしてですか？

国保は毎年4月1日に保険証が切り替わるので、4月からの受診に間に合うように3月下旬には新しい保険証を発送しています。

以下の理由で保険証が届かない場合もありますので、ご確認ください。

- ・役場の住民票の住所と郵便局に登録している住所が違っている。
- ・今住んでいる所は、住民票の住所ではない。
- ・お問い合わせの方が75歳以上の方で、後期高齢者医療の被保険者である。

(後期高齢者医療の保険証の切り替え時期は8月1日で、毎年7月下旬に発送。)

また、保険証は宛先が記入されている23cm×10cmの長方形の台紙から切り離して使用するようになっていきますので、保険証と思わず処分したという事例もあります。

特定健診・若者健診・後期高齢者健診の延期のお知らせ

5月から各地区で実施を予定していた各種健診は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当面の間、延期といたします。

広報4月号の「令和2年度特定健診・がん検診日程」に、集団健診の実施予定日を掲載していましたが、当面の間、実施未定となりますので、ご了承ください。

また、各種健診が延期となりましたので、「受診券」の送付も延期させていただきます。

医療機関や人間ドックでの受診を希望される方は、受診券について個別に対応いたしますので、国保係までご連絡ください。(医療機関での受診については、先に医療機関にご相談ください。)

ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いします。

○受診券に関するお問い合わせ

本 庁 住民課 国保係 ☎43-2800

○健診に関するお問い合わせ

本 庁 健康福祉課 保健衛生係 ☎43-2836

佐賀支所 地域住民課 保健センター ☎55-7373